



## 大内駐在所だより

那珂川警察署  
大内駐在所

### 児童虐待防止対策の推進について

児童虐待とは、保護者が監護する児童（18歳未満）に対して行うもので、殴る、蹴る等の身体的虐待や性的虐待だけでなく、心理的虐待やネグレクトも含まれます。

#### ○ 身体的虐待

殴る、蹴る、やけどを負わせる、縛る等生命に危害を及ぼす行為

#### ○ 性的虐待

児童に対するわいせつな行為で、性的行為を見せたり、裸の写真を撮ったりする行為

#### ○ 心理的虐待

言葉で脅したり、無視をする等、子どもに心的外傷を与える行為、子どもの目の前で他の家族に暴力を振るう行為

#### ○ ネグレクト

食事を与えなかったり、家や車内に置き去りにする行為等で、育児放棄や育児怠慢とも言う

### 「児童虐待かも！？」と思ったら、警察や児童相談所に通報を！

- 子どもが泣き叫ぶ声や大人の怒鳴り声が聞こえる
- 子どもに不自然な傷や打撲の痕がある
- 子どもの服や身体がいつも汚れている
- 夜中に子どもが1人で歩いている
- 車内に子供がだけ残されている



### 「空き巣」に注意してください！！

10月中、那珂川町小川、馬頭地内において、家人が不在の時を狙った泥棒（空き巣）が複数件発生しました。

室内を物色し、現金やアクセサリー等が盗まれています。

外出時や就寝時、日中でも、油断をせずに鍵をかけるようにしましょう。

センサーライトを設置する等、防犯対策をすると効果的です。※泥棒は明かりが大嫌いです。

